

五木村地域おこし協力隊募集要項

五木村は、熊本県南部の九州中央山地に位置する人口約 1,000 人の熊本県で最も小さな村で、2040 年の人口は約 500 人まで減少するという推計も出ております。

このため、村では少しでも人口減少を緩やかにし、集落機能の維持と活力ある村づくりの実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、最大の課題は人材の不足であります。村では、平成 27 年度から、地域おこし協力隊制度を活用して、地域を盛りあげながら将来の村を担う人材の確保に努めており、現在、2名の隊員に各分野で活躍をいただいております。

今回は、次の活動に従事いただく方を 1 名募集します。

将来にわたりその分野で核となり、活躍いただける意欲のある方の応募をお待ちしております。

1. 活動内容、募集人員等

(1) 移住定住促進等に関する活動

募集背景	本村では急激な少子高齢化により人口減少が進み、地域社会の活力が低下しています。このような状況に対応し、地域の活性化を図るため、観光資源や森林資源を活用した働く場の創出や林業従事者専用住宅・短期滞在型施設の整備など、移住者受け入れのための環境整備を進めています。今後は、これらと並行して、さらに移住者を増やすための取組みを進め、その後の着実な定住に向けた環境を充実していきたいと考えています。 今回、移住定住施策全般(都市部への情報発信、田舎暮らし体験機会の創出、移住相談会の開催、移住者のサポート等)を専属で担っていただく方を募集します。
活動内容	1. 移住定住促進に係る施策全般 村の情報(魅力)の発信、移住相談体制の充実、田舎暮らし体験機会の創出、移住相談会の開催、移住者のサポート、空き家バンク・短期居住施設の管理・運営
募集人員	1 名
募集対象	概ね 20 歳以上の方。(性別は問いません) ※その他の要件については「3. 募集対象(共通事項)」を参照ください。
勤務地	五木村役場及びいつき暮らしサポートセンター 特定非営利活動法人 いつきつなぎ事務所内(五木村乙 1532-1)

2. 任用期間

雇用決定日から 1 年間(1 年ごとの再度の任用により最大 3 年)

※任用開始日からの着任が困難な場合は、応募用紙に着任可能日を記載してください。

3. 募集対象

- (1) 申込み時点で、三大都市圏(※1)又は都市地域(※2)等(過疎地域等条件不利地域指定の市町村以外(※3))に居住し、採用後に住民票を五木村に異動し移住できる方。
- (2) 普通自動車運転免許を保有し、実際に運転できる方。
- (3) 不規則(土日及び祝日)な活動に対応できる方。
- (4) パソコン(Word、Excel など)の一般的な操作ができる方。
- (5) 心身ともに健康で、地域住民とコミュニケーションを築きながら、村の活性化に意欲と情熱をもって取り組むことができる方。

※1) 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県を言う。

※2) 都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」(条件不利地域)に該当しない市町村を言う。

※3) 過疎地域等条件不利地域指定の市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村を言う。詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。

4. 雇用形態

五木村のパートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤職員)として採用します。

5. 任用期間等

- (1) 活動実績により、1年ごとに再度の任用を行います。(任用期間は最大3年。)
- (2) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。

5. 報酬

月額213,677円及び期末手当を支給します。

◎活動期間中の村内の住宅費及び光熱水費(1/2 負担)は別途活動補助金として支給します。

6. 勤務時間等

勤務時間は、午前9時から午後5時までを基本とします。

※1 週間の勤務時間は36時間

勤務日は、週5日。土日祝日に勤務する場合があります。

7. 待遇及び福利厚生等

- (1) 社会保険、雇用保険に加入します。
- (2) 非常勤職員公務災害補償保険等に加入します。
- (3) 任期中の村内の住宅費及び光熱水費(1/2 負担)については、活動補助金の対象とします。

- (4)活動用の公用車を使用できます。(通勤にも使用可。活動以外の私用では使用できません。)
- (5)活動に必要なパソコン等の機器については村が貸与します。
- (6)活動に必要な資格取得及び講習会に係る経費については、活動補助金の対象とします。
- (7)インターネット、ケーブルテレビ利用料、NHK受信料は個人負担とします。
- (8)その他、任用や活動補助金については、お問い合わせください。

8. 応募手続き

(1)応募期間

令和7年6月10日(火)から令和7年7月31日(木)まで(必着)

※応募期間中、多数の応募があった場合、期間途中で募集を終了する場合があります。

(2)提出書類

①応募用紙(村HPでダウンロードしていただくか、役場までお問合せください。)

②住民票

③運転免許証の写し

④その他自己PR資料等 ※任意

上記書類を五木村役場ダム対策課地域振興係まで、郵送もしくは持参してください。

なお、応募用紙等はお返ししません。

(3)応募先

〒868-0201

熊本県球磨郡五木村甲 2672-7

五木村役場 ダム対策課 地域振興係

9. 選考方法

(1)第1次選考

書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

注)応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

(2)第2次選考

①第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。詳細は個別に調整します。

※面接のために要する交通費等は自己負担となります。

※面接会場は、五木村役場を予定していますが、変更となる場合があります。

②選考結果(最終)は、第2次選考受験者全員に文書で通知します。

※第2次選考は新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、選考方法を変更する場合があります。

10. その他

不明な点や業務内容等に関する詳細は、お問い合わせください。

ダム対策課 担当:出口

TEL:0966-37-2212

E-mail:t-deguchi@vill.itsuki.lg.jp